

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金支給事務(公立高等学校)に係る 特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県教育委員会は、高等学校等就学支援金支給事務(公立高等学校)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県教育委員会

公表日

令和5年1月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金支給事務(公立高等学校)
②事務の内容	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等)</p> <p>②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出</p> <p>③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る)</p> <p>④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会</p> <p>⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定</p> <p>⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知</p> <p>⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施</p> <p>⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。 ・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。 ・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。 ・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。 ・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (中間サーバー)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を紐付け、その情報を保管・管理する。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 ・情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報の提供を行う。 ・特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 ・特定個人情報を副本として、維持・管理する。 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム3									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ部分について記載します。								
②システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新・都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 都道府県の執行機関への情報提供・都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は基本4情報等に対応付く本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示・法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 機構への情報照会・全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索・代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合・都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム4									
①システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「就学支援金事務処理システム」という。)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、埼玉県教育委員会が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 <p>※埼玉県教育委員会が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報参照ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二 項番113(情報照会)(情報提供)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育局教育総務部財務課
②所属長の役職名	課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報参照ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・埼玉県内の公立高等学校に在学する高等学校等就学支援金申請者の保護者等
その必要性	・高等学校等就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者等の課税所得(標準)額、市町村民税の調整控除の額及び生活扶助の受給に関する情報を管理する必要がある。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報 保護者等の生活保護受給状況を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒別添1を参照。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月1日
⑥事務担当部署	教育局財務課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (学校、地方公共団体システム機構)								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	申請者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に該当するか審査を行う必要があるため								
④使用の主体	使用部署	教育局財務課							
	使用者数	[10人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の税額情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した税額情報等を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。								
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りが無いことを確認する。 ・必要に応じて、保護者等の基本4情報を基に地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得し、提出された個人番号に誤りが無いことを確認する。 							
⑥使用開始日	平成31年4月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	高等学校等就学支援金に係る申請者の保護者のマイナンバーのデータ化	
①委託内容	保護者等のマイナンバーのデータ化作業及び審査データの作成	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	データ処理業者	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	○就学支援金事務処理システム 就学支援金事務処理システムが設置されているデータセンターは、以下の対策を実施している。 ・昼夜間問わず警備員が常駐・館内巡回し、入退館を24時間管理 ・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録 ・入管・入室の際に、センター要員による立合が必須 ・機器設置室の入室の際に、事前申請と写真付身分証の提示を義務付け ・機器設置室への入室の際にはICカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有 ・問題等発生時には、入退室者の特定が可能 <埼玉県における措置> ・特定個人情報は、庁内のサーバ室に設置されたシステムのデータベース内に保存される。 ・サーバ室への入室は、ICカードとパスワードにより、事務に関係する者のみに制限している。 ・バックアップを行った媒体は、一定期間サーバ室内に保存された後、個人情報保護に対応した輸送手段によって、データセンターと同様の入室制限が行われた倉庫に移送され、保管される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・学校名
- ・課程
- ・生徒氏名
- ・生年月日
- ・学年、組、番号
- ・申請者の保護者の所得に関する情報
- ・申請者の保護者の生活保護に関する情報
- ・高等学校等の在籍期間
- ・就学支援金受給状況
- ・住所(郵便番号)
- ・申請者の保護者の個人番号
- ・個人番号対応符号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報参照ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者向けの説明資料において、添付書類の名称を具体的に指定することで、必要のない情報や対象者が含まれるリスクを軽減する。また、提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却や不要な箇所に黒塗りをを行う等の対応を徹底する。 ・業務遂行に当たって申請書に記載された以外の情報は使用しない。申請書には、取得が認められない特定個人情報に係る情報に関する記載欄を設けないほか、職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないよう指示する。 ・申請書の様式は文部科学省が定めた様式を使用するため、必要のない情報が含まれるリスクの発生を軽減する。 ・地方公共団体情報システム機構より特定個人情報を入手する際は、必要な情報のみ取得するようシステムで制御を行うとともに、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワークを利用し、機密性を確保する。 ・特定個人情報を照会できる職員を必要最小限に限定し、漏えい・紛失のリスクを軽減する。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている </div> <div> 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを登録する。 ・上記の内容について事務処理手続きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。 <p style="margin-left: 20px;"><統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会によって取得した特定個人情報については、事務ごとに独立した領域に保存し、事務を超えた紐付けは一切行わない仕組みとしている。 ・各事務が情報提供のために統合宛名システムに登録した情報については、照会者元の事務から参照可能な情報のみを参照できるようアクセス制限を行う。
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[十分である]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている </div> <div> 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[行っている]</div> <div style="margin-right: 20px;"> <選択肢> 1) 行っている </div> <div> 2) 行っていない </div> </div>
具体的な管理方法	<p style="margin-left: 20px;"><就学支援金事務処理システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。 ・上記の内容について事務処理手続きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。 <p style="margin-left: 20px;"><団体内統合宛名システム> <住民基本台帳ネットワークシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全てのシステム利用者に発行するユーザID及び登録されたパスワードでログイン認証を行う。なお、共用のユーザIDは使用しない。 ・全てのシステム利用者に、各人が取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取扱い権限（アクセス権限）の有無を決定する。 ・アクセス権限を付与するシステム利用者は必要最小限に限定する。 ・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは、速やかに抹消する。

その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特にかを入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。 		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・特定個人情報を含む機密情報の取扱者については、埼玉県個人情報保護条例第9条(安全確保の措置)、第10条(従事者の義務)、第66条及び第67条(罰則)について説明を受け、誓約書を提出した者に限るよう定めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	・委託者の作業場所を審査室に限定し、情報の持ち出しの禁止について、適切に管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしており、中間サーバーの情報提供のログを定期的に確認することとしている。 ・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしており、団体内統合宛名システムの情報移転のログを定期的に確認することとしている。 ・情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。 ・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底し、自己点検及び内部監査において、提供・移転のルールが遵守されているかを確認することとしている。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><就学支援金事務処理システム> ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の所得に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。</p> <p><業務担当課における措置> ・ログインした職員の所属によって照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じてのみ情報照会を行うことで、情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができる。 ・なりすましにより、異なる職員が不正に情報照会を行うことがないよう、統合宛名システムのID及びパスワードについて、組織及び個人として適切な管理を行っている。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバーへの情報照会依頼の登録に当たっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。 ・情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><業務担当課における措置> ・中間サーバー・ソフトウェアの自動提供機能を使用することにより、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求にのみ対応する。 ・中間サーバー・ソフトウェアの特定個人情報の登録は、不正な提供を防止する機能を備えた統合宛名システム経由でのみ実施する。また、登録に先立って、間違った情報が提供されないよう事前確認を実施することとしている。 ・起案時に複数でチェックする等の事前確認を徹底する。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> ・中間サーバーへの情報照会依頼の登録に当たっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p>	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p><埼玉県における措置> ・情報セキュリティ事故等に備え、組織内の連絡体制及び情報セキュリティ運営管理者等への連絡体制を確立することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><県としての措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員各層を対象にした研修において、情報セキュリティに関する事項を取り上げ、解説するようにしている。 ・本評価書に示したリスクに対する措置について、[事務処理手引き]に記載する。(予定) ・本評価書に示したリスクに対する措置について、新任の職員に対する研修において解説するようにしている。 ・職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取組の啓発や定着を図っている。 ・事務担当部署における自己点検以外に、教育総務部 総務課による内部監査を定期的実施している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの提言、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-6652
②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関又は文書課に提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	埼玉県教育局教育総務部財務課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-6652
②対応方法	問い合わせの受付時に記票し、対応内容を記録に残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番113	番号法第19条第7号 別表第二項番113(情報照会)(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ、第2号ハ(情報照会)(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 堀光 敦史	課長 廣川 達郎	事後	人事異動
平成28年2月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第7号 別表第二項番113 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号ハ、第2号ハ	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	IIIリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしている。 庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしている。 情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等を行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。 上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしており、中間サーバーの情報提供のログを定期的に確認することとしている。 庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしており、団体内統合宛名システムの情報移転のログを定期的に確認することとしている。 情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等を行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。 上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底し、自己点検及び内部監査において、提供・移転のルールが遵守されているかを確認することとしている。 	事前	記載内容の見直し
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 保有開始日	平成28年1月(予定)	平成31年4月(予定)	事後	記載内容の見直し
平成29年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。 	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
平成29年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。 	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため

平成30年3月29日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<p>高等学校等就学支援金等の支給に関する法律に基づき、公立高等学校在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する業務である。</p> <p>保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。また、支援金の支給に関する情報については、情報提供対象であるため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。</p>	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施</p>	事後	記載内容の見直し
平成30年3月29日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	<p>・就学支援金対象生徒の受給状況の管理、保護者の所得確認等を行う。 ・管理している情報のうち県立高等学校在学者ファイルについての情報は、個人番号と紐づいている宛名番号を併せて管理している。</p>	<p>・就学支援金の支給に関する法律等に基づき、都道府県の教育委員会/知事部局が学校に在学する支給対象の生徒に就学支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。 ・就学支援金の支給対象者である生徒の情報を管理する。 ・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。 ・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。 ・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。 ※都道府県の教育委員会/知事部局が本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>	事後	記載内容の見直し
平成30年3月29日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 廣川 達郎	課長 清水 匠	事後	人事異動
平成30年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	申請者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条2項3号に定める者に該当するか審査を行う必要があるため	<p>○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。</p>	事後	記載内容の見直し
平成30年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	申請者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条2項3号に定める者に該当するか審査を行う必要があり、支給決定額の根拠として記録する。支給に関する事項は、番号法上情報提供対象情報として定められているため、本人から申請時に取得した保護者の個人番号と紐付けて管理を行う。	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	事後	記載内容の見直し

平成30年3月29日	II 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><埼玉県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は、庁内のサーバ室に設置されたシステムのデータベース内に保存される。 ・サーバ室への入室は、ICカードとパスワードにより、事務に関係する者のみに制限している。 ・バックアップを行った媒体は、一定期間サーバ室内に保存された後、個人情報保護に対応した輸送手段によって、データセンターと同様の入室制限が行われた倉庫に移送され、保管される。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p>○就学支援金事務処理システム 就学支援金事務処理システムが設置されているデータセンターは、以下の対策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼夜間問わず警備員が常駐・館内巡回し、入退館を24時間管理 ・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録 ・入管・入室の際に、センター要員による立合が必須 ・機器設置室の入室の際に、事前申請と写真付身分証の提示を義務付け ・機器設置室への入室の際にはICカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有 ・問題等発生時には、入退室者の特定が可能 <p><埼玉県における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報は、庁内のサーバ室に設置されたシステムのデータベース内に保存される。 ・サーバ室への入室は、ICカードとパスワードにより、事務に関係する者のみに制限している。 ・バックアップを行った媒体は、一定期間サーバ室内に保存された後、個人情報保護に対応した輸送手段によって、データセンターと同様の入室制限が行われた倉庫に移送され、保管される。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事後	記載内容の見直し
平成31年3月28日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	課長 清水 匠	課長	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	III リスク対策 7 特定個人情報の保管・削除 ② 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか。その内容	個人情報を含んだSDカードの盗難	個人情報を含んだUSBメモリの紛失(特定個人情報は含まない)	事後	記載事項修正
令和2年3月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二項番113 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号、第2号	番号法第19条第7項 別表第二項番113(情報照会)(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号、第2号(情報照会)(情報提供)	事後	記載事項修正
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤ 保有開始日	平成31年4月(予定)	平成31年4月1日	事後	記載事項修正
令和2年3月30日	V 評価実施手続き 1. 基礎項目評価 ① 実施日	平成27年3月24日	令和2年3月27日	事後	時点修正

令和3年3月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年3月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク 1: 目的外の入手が行われるリスク 2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能により、情報提供ネットワークに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と、照会内容の照会許可照会リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	記載事項修正
令和3年3月30日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク 2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照会リストを情報ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に照会内容に対応する情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年3月30日	Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため

令和3年3月30日	Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修棟を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため
令和3年12月27日	I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第66条 就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条	番号法第9条第1項 別表第一 項番91 就学支援金の支給に関する法律施行規則第3条	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二項番113(情報照会)(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1号、第2号(情報照会)(情報提供)	番号法第19条8号 別表第二 項番113(情報照会)(情報提供)	事後	番号法の改正 及び 「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報③対象となる本人の範囲 その必要性	・高等学校等就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者等の市町村民税所得割額の情報を管理する必要がある。	・高等学校等就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者等の課税所得(標準)額及び市町村民税の調整控除の額の情報を管理する必要がある。	事後	記載事項修正
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、学校・教育関係情報	個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、地方税関係情報、学校・教育関係情報	事後	記載事項修正
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人上ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託①委託内容	保護者等のマイナンバーのデータ化作業及びマイナンバーカードの写しのPDF化	保護者等のマイナンバーのデータ化作業及び審査データの作成	事後	記載事項修正
令和3年12月27日	Ⅱ 特定個人上ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託③委託先名	データ入力(パンチ)業者	データ処理業者	事後	記載事項修正
令和3年12月27日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	個人情報を含んだUSBメモリの紛失(特定個人情報とは含まない)	削除	事後	記載事項修正
令和3年12月27日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ②過去3年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	規定の順守を徹底する	削除	事後	記載事項修正
令和3年12月27日	Ⅳ 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の期間又は県政情報センターに提出する。	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関又は文書課に提出する。	事後	誤字修正等
令和5年1月4日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(1学年時の4月入学時) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード(通知カードも可。以下同様)の写しの提出 ③保護者等の個人番号のデータ化 ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施	事後	記載内容の見直し

令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	・高等学校等就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者等の課税所得(標準)額及び市町村民税の調整控除の額の情報を管理する必要がある。	・高等学校等就学支援金支給事務を実施する上で、申請者の保護者等の課税所得(標準)額、市町村民税の調整控除の額及び生活扶助の受給に関する情報を管理する必要がある。		記載事項追加
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、地方税関係情報、学校・教育関係情報	個人番号、個人番号対応符号、その他識別情報(内部番号)、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、地方税関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、学校・教育関係情報	事後	記載事項追加
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。	○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。 ○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。 ○業務関係情報 ・地方税関係情報: 保護者等の所得情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・生活保護・社会福祉関係情報 保護者等の生活保護受給状況を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。 ・学校・教育関係情報: 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。	事後	記載事項追加
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目(別添1)	・学校名 ・課程 ・生徒氏名 ・生年月日 ・学年、組、番号 ・申請者の保護者の所得に関する情報 ・高等学校等の在籍期間 ・就学支援金受給状況 ・住所(郵便番号) ・申請者の保護者の個人番号 ・個人番号対応符号	・学校名 ・課程 ・生徒氏名 ・生年月日 ・学年、組、番号 ・申請者の保護者の所得に関する情報 ・申請者の保護者の生活保護に関する情報 ・高等学校等の在籍期間 ・就学支援金受給状況 ・住所(郵便番号) ・申請者の保護者の個人番号 ・個人番号対応符号	事後	記載事項追加
令和5年1月4日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の税額情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した税額情報等を基に受給資格認定および支給額の判定を行う。	事後	記載内容の見直し